

## 給付管理票についての留意事項

本会にお問い合わせが多い内容を以下のとおり記載させていただきましたので、ご確認ください。

### 返戻の場合

**（請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表に記載があるものは全て「返戻」＝未請求の状態です。）**

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	23*0000000	令和〇〇年〇〇月審査分		令和〇〇年〇月〇〇日					
事業所（保険者）名	●●支援事業所			●頁 愛知県国民健康保険団体連合会					
保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内容	備考
239999 ××保険者	1234567890 ヒケソウヤ1	給	R1.5			4,428	B	無効もしくはサービス台帳に 未登録	ADD1

- ・給付管理票が返戻となった場合、居宅サービス事業所が請求した請求明細書は「保留」となり、支払が行われません。

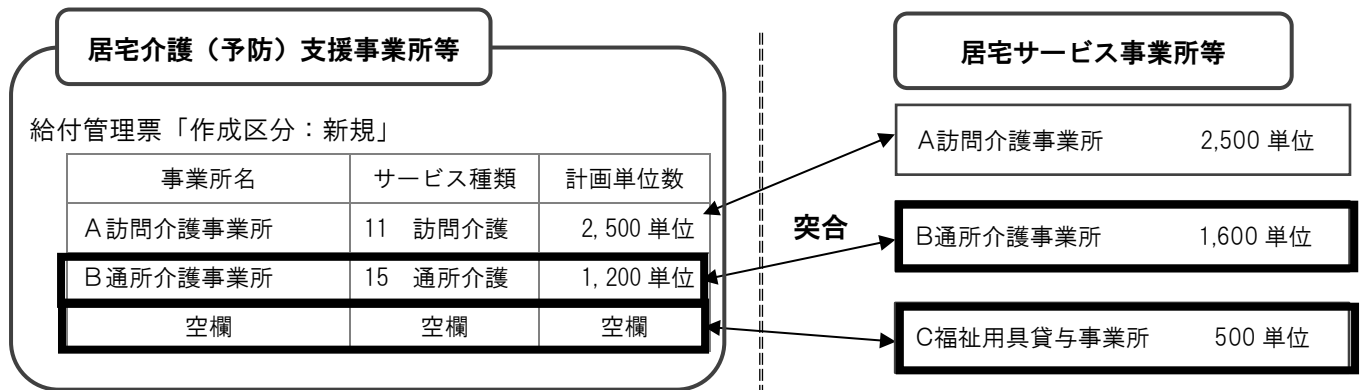
→給付管理票を訂正（作成区分は「新規」）して再請求してください。

なお、返戻となっているサービス計画費請求明細書がある場合は再請求してください。

（ただし、給付管理票の二重請求による返戻など、決定済みの給付管理票を訂正したい場合の作成区分は「修正」となります。）

### 請求誤りの場合（居宅サービス事業所等の請求が正しい場合）

（例）給付管理票の計画単位数誤り、該当事業所の請求漏れ



- ・B通所介護事業所の支払が減額されます。（1,200単位のみの支払となります。）※  
→B通所介護事業所から連絡があった場合は、給付管理票を訂正後（作成区分は「修正」）再請求してください。また、すべての事業所分（A、B、C事業所）を記載のうえ再請求してください。  
再請求後、差額の400単位がB通所介護事業所へ支払われます。

- ・C福祉用具貸与事業所への支払が行われません。（0単位で確定されます。）※  
→C福祉用具貸与事業所から連絡があった場合は、給付管理票を訂正後（作成区分は「修正」）再請求してください。また、すべての事業所分（A、B、C事業所）を記載のうえ再請求してください。  
再請求後、差額の500単位がC福祉用具貸与事業所へ支払われます。

※処遇改善加算等の割合を乗じる加算を含む請求が複数あるときは減額されずに返戻となる場合があります。

（裏面に続く）

